

四日市市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第13号

四日市市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員管理職手当支給規則（昭和37年四日市市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額は、条例別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表のうち当該職員に適用される給料表（以下「適用給料表」という。）の別並びに<u>条例別表第3及び四日市市職員</u>の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）別表第1（以下「<u>等級別基準職務表</u>」という。）に定められた当該職員の属する職務の級及び当該職務の区分に応じ、別表の手当月額欄に定める額とする。</p> <p>2 条例第6条の5第1項に規定する再任用職員については、前項の規定にかかわらず、適用給料表の別並びに<u>等級別基準職務表</u>に定められた当該職員の属する職務の級及び当該職務の区分に応じ、別表の手当月額欄に定める額（条例第6条の5第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その</p>	<p>第2条 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額は、条例別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表のうち当該職員に適用される給料表（以下「適用給料表」という。）の別並びに四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和62年四日市市規則第11号）別表第1<u>級別職務分類表</u>（以下「<u>級別職務分類表</u>」という。）に定められた当該職員の属する職務の級及び当該職務の区分に応じ、別表の手当月額欄に定める額とする。</p> <p>2 条例第6条の5第1項に規定する再任用職員については、前項の規定にかかわらず、適用給料表の別並びに<u>級別職務分類表</u>に定められた当該職員の属する職務の級及び当該職務の区分に応じ、別表の手当月額欄に定める額（条例第6条の5第2項に規定する再任用短時間勤務職員にあっては、その</p>

額に四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号。以下「勤務条件に関する条例」という。）第3条第3項に定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 （略）

第3条 四日市市職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年四日市市条例第6号）附則第5項の規定による給料を支給される職員に対する前条の規定の適用については、別表の手当額の欄中「その者の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と四日市市職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年四日市市条例第6号）附則第2項から第4項までの規定による給料の額との合計額」とする。

額に四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号。以下「勤務条件に関する条例」という。）第3条第3項に定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 （略）

第3条 四日市市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年四日市市条例第18号）附則第10項の規定による給料を支給される職員に対する前条の規定の適用については、別表の手当額の欄中「その者の給料月額」とあるのは、「その者の給料月額と四日市市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年条例第18号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

改正後

別表（第2条関係）

区分			手当月額
適用給料表	職務の級	職務	
行政職	(略)		その者の給料月額に100分の17を乗じて得た額。ただし当該額が38号給の給料
	7級	第1号から第7号まで	

		<u>の職務及び第9号の職務のうち市長が定める職務</u>	月額に100分の17を乗じて得た額を超える場合は、38号給の給料月額に100分の17を乗じて得た額
	7級	<u>第8号の職務及び第9号の職務</u> <u>(上欄に規定するものを除く。)</u>	その者の給料月額に100分の15を乗じて得た額。ただし当該額が13号給の給料月額に100分の15を乗じて得た額を超える場合は、13号給の給料月額に100分の15を乗じて得た額
(略)			
備考 (略)			

改正前			
別表 (第2条関係)			
適用給料表	区分		手当月額
	職務の級	職務	
行政職	(略)		
	7級	第1号から第7号まで	その者の給料月額に100分の17を乗じて得た額。ただし当該額が38号給の給料月額に100分の17を乗じて得た額を超える場合は、38号給の給料月額に100分の17を乗じて得た額
	7級	第8号	その者の給料月額に100分の15を乗じて得た額。ただし当該額が13号給の給料月額に100分の15を乗じて得た額を超える場合は、13号給の給料月額に100分の15を乗じて得た額
(略)			

備考 (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(総務部人事課)